

■利用料金■ (短期入所療養介護)

◆介護報酬に係る費用・利用者 1割負担分 () 内はそれぞれ 2割、3割負担

	項目	個室	多床室	備考・要件
基本額	要介護 1	830 円 (1,660 円) (2,491 円)	914 円 (1,829 円) (2,743 円)	一日あたりの料金
	要介護 2	905 円 (1,811 円) (2,716 円)	992 円 (1,985 円) (2,978 円)	
	要介護 3	971 円 (1,942 円) (2,914 円)	1,058 円 (2,117 円) (3,175 円)	
	要介護 4	1,031 円 (2,062 円) (3,093 円)	1,117 円 (2,234 円) (3,352 决)	
	要介護 5	1,089 円 (2,178 决) (3,267 决)	1,177 决 (2,354 决) (3,531 决)	
加算負担分	個別リハビリテーション 加算		243 决/回 (486 决) (730 决)	利用中に個別リハビリテーションを行った場合
	送迎加算		186 决/片道 (373 决) (559 决)	居室—施設間の送迎を行った場合
	サービス提供体制加算 (I)		22 决/日 (44 决) (66 决)	介護職員の総数のうち介護福祉士の者が 80%以上
	夜勤職員配置加算		24 决/日 (48 决) (72 决)	入所者 20 人にに対し 1 人以上の割合で夜勤者を配置した場合
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I) (II)		51 决/日 (103 决) (155 决)	在宅復帰される入所者が、厚生労働省の定める割合以上にある場合
	緊急時短期入所受入加算		91 决/日 (182 决) (273 决)	介護者の急変等の理由により、緊急的に短期入所サービスを行った場合
	生産性向上推進体制加算 (I)		101 决/日 (202 决) (304 决)	見守り機器などのテクノロジーを 1 つ以上導入し業務改善を継続的に行った場合
	口腔連携強化加算 (1 月に 1 回を限度)		50 决/回 (101 决) (152 决)	口腔の健康に関する評価を実施し、歯科医療機関と提携した場合
	重度療養管理加算		121 决/日 (243 决) (365 决)	厚生労働省が定める状態にある利用者に短期入所サービスを行った場合
	特別療養費（摂食機能療法）		187 决/日 (375 决) (562 决)	摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を 30 分以上行った場合（1 月に 4 回を限度）
	療養食加算		8 决/食 (16 决) (24 决)	厚生労働省が定める療養食を提供した場合
	緊急時施設療養費		525 决/回 (1,050 决) (1,575 决)	入所者の状態が重篤な際に、緊急的な治療管理を行った場合

	介護職員処遇改善加算 (IV)	介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算）×サービス別 加算率(4.4%) (1単位未満の端数四捨五入) ×1単位の単価(10.14)
--	--------------------	---

※金額は法令で定められた単位を元に算出しており、利用日数や回数により異なる場合があります。

■その他料金■ (介護保険の給付対象とならないサービス)

① 食費

食事 利用者負担段階	朝	昼	夕	1日あたり (限度額)
第1段階				300
第2段階	254	584	554	390
第3段階				650
第4段階	460	750	710	1,920

※第1~3段階の方については、1日あたりの食費の限度額がありますので、この額を超えてご負担いただくことはありません。

② 滞在費(1日あたり)

利用者負担段階 部屋の別	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室	0	370	370	377
従来型個室	490	490	1,310	1,668

③ 日用品費

実費

④ 教養娯楽費

実費

⑤ 利用料領収証明書(1通につき)

550円

※その他 特別なレクリエーション材料費等として実費をいただく場合があります。

※2人室利用の滞在費は、特別な室料(330円)と多床室の料金を加算したものです。